

第2回 日野市 ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会

開催日時	平成 19 年 4 月 10 日（火）午前 9 時 30 分～14 時 00 分
開催場所	午前学習会：生活保健センター3 階、午後視察：高幡不動駅周辺
出席者	学習会講師 3 名（東京都福祉保健局 1 名・都市整備局 1 名、世田谷区地域整備課 1 名） 委員 17 名（学識経験者 2 名、行政 3 名、身体障害者団体 4 名、関連市民団体 4 名、市民 4 名） サポート職員 9 名 事務局 9 名（都市計画課 4 名、日野市交通アクセスを考える会 1 名、コンサルタント 4 名）
配布資料	資料 1 次第 資料 2 午後の部 高幡不動駅周辺視察の進め方（地図等参考資料を含む） 資料 3 傍聴券 資料 4 席次表 学習会資料 ・「東京都福祉のまちづくり条例」について ・世田谷区福祉のいえ・まち推進条例から世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例への変遷 ・世田谷区ユニバーサルデザイン推進大綱

1．開会

本日のスケジュール及び資料等確認

2．東京都の条例について

(1)東京都からの説明

資料に沿って説明。

(2)意見交換

ソフト面(心のバリアフリー)についての検討が今後の重要な課題

（委員）東京都福祉のまちづくり推進協議会の検討事項(案)の中に、「心のバリアフリー」とあるが、現状と今後の進め方についてご教示頂きたい。

（委員長）「心のバリアフリー」の定義は国交省の議論の中でも難しい課題の 1 つである。東京都での議論は如何か。

（東京都）ソフト面は福祉のまちづくり推進協議会における今後の重要な検討事項。それと共に、今夏～年末にかけて都民へのアンケート等を実施する予定で、これにより意見収集を行った上で検討していく予定である。また、福祉のまちづくりのモデル事業を通して、区市町村での先駆的な取組みを参考にソフト面については検討していきたい。

（委員長）補足であるが、ソフト面に関して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法（以下バリアフリー新法）」では 2 つの重要な検討事項がある： 発達障害者、精神障害者、知的障害者へのソフト面における適切な支援について； 聴覚及

び視覚障害者を中心とした情報のバリアフリーへの取組みについて。

情報のバリアフリーへの対応が早急に求められる

- (委員) 知的障害者のためにも、漢字にふりがなをふって欲しい。都ではこういった取組みが行われているのか。
- (東京都) 情報を如何に入手して、利用していくかが自立のための「鍵」だと考えている。その点から言うと、都の取組み、特に保健・福祉面においては不十分と言わざるをえないだろう。今年度は、ホームページについて検討する組織を立ち上げ、議論していく事になっている。皆様にもこういったバリアがあるのかご意見頂きたい。
- (委員長) 空間デザインにおけるバリアフリーは進んでいるが、情報デザイン・システムに関しての取組みは、まだ始まった段階と言える。

緊急時の移動の際に必要となる2ルート以上(最低2方向の避難経路)の確保を促進する必要がある

- (委員) 車椅子利用者にとって、移動の際に重要となるのが、「段差がない」「エレベーターがある」ことである。バリアフリー新法では1ルート以上の確保が定められているが、そもそも1ルートしかない場合、故障時や緊急(災害)時にその1ルートが通行できなくなると、移動ができない恐れがある。都はどう考えているのかご教示頂きたい。
- (東京都) 1ルート確保については、交通バリアフリー法と建築物バリアフリー条例に義務基準としてあるが、2ルート、3ルート確保することを義務化することは難しい。但し、配慮した建物には「認定」をし、レベルの高い建物を誘導していこうとしている。
- (委員長) 災害時には2ルートというよりは、2方向に避難できるようにしておくべきだろうという指摘だと思うが。ガイドラインでどこまでカバーするかという問題になってくるだろう。

共同住宅(特に民間)の入り口から先の整備基準についても今後の検討事項

- (委員) 共同住宅の基準については、公的なものだけでなく、民間(個人オーナー)でも適用することは考えられているか。
- (東京都) 都の基準では国よりも厳しく考えており、延床面積 2,000 m²の集合住宅を対象としている。マンションの入り口までの整備については行われているが、そこから一步入った室内については整備対象となっておらず、福祉のまちづくり推進協議会での今後の検討事項である。バリアフリーに改造しやすいように、整備方法についての情報提供等を条例に盛り込むという案も考えられる。

3．世田谷区の条例について

(1)世田谷区からの説明

資料に沿って説明。

(2)意見交換

届出の手続きが複雑化すると、事業者(設計者)が混乱する可能性があり、検討が必要

(委員) 建築確認に関する手続きについてご教示頂きたい。

(世田谷区) ユニバーサルデザイン推進条例の対象建築物の事業者(設計者)は、地域整備課に届出を行い、建築審査課に建築確認を申請する事になっている。地域整備課で不適格と判断した場合は、建築審査課に対してストップをかけることもある。東京都の福祉のまちづくり条例については、区の整備基準の方が厳しいため、審査の対象外となっている。

(委員) 都と区で強弱が異なる場合、手続きルートが複雑になり、設計者が混乱する恐れがある。

共同住宅の整備基準をどこまで定めるのか検討する必要がある

(委員) 共同住宅については、条例によって何か変化があったか。

(世田谷区) 世田谷区では、延床面積 1,000 m²の集合住宅、または 20 戸以上の共同住宅が対象。廊下に手すりをつけるという基準があるが、やってくれないケースもやはりある。しかし、条例を制定してから、事業者の意識として、「やるのがあたり前」に変わりつつある。町田市においては住居の中まで基準で定めており、区がどこまでやるかが課題である。

(委員) 共同住宅は間取りや面積を選択できる一方で、バリアフリーについては選択不可能。従って、「改造のしやすさ」がポイントとなるが、具体的にどうやっていくのか今後、議論を進める必要がある。

定期的なチェックを義務化する等、評価システムを現実化することが重要

(委員長) 「ユニバーサルデザインで Plan-Do-Check-Action サイクルをやる」と言われつつあるが、名ばかりであることが殆どのため、5 年等定期的にチェックすることを義務化することも検討していくべきではないか。

(世田谷区) 推進計画できちんと議論すべき事項として、区で検討したいと思っている。

条例・制度づくりにおいて、協働が不可欠

(事務局) 「いえ・まち推進条例」を平成 17 年に改正、平成 19 年に再改正(世田谷区バリアフリー建築条例及び世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の制定)する等、かなり活発的に動かれているという印象を受けているが、区としての条例の考え方についてご教示頂きたい。

(世田谷区) 平成 14 年末から 17 年 6 月においては、ハートビル法の改正に伴い、改正を行っ

たため、2 年以上かけたが、平成 19 年の改正については制度の枠組みは変わっていないため、それほど困難ではなかった。

（委員長）スタッフが優秀かつエネルギーが豊富なのか、または財源が豊富なのか。

（世田谷区）20 年ぐらい前に区長が公選となり、それ以降、区民のまちづくりに対する意識は強い。世田谷区的环境ではないかと思っている。

4．午後の視察の進め方について

事務局より配布資料 2 に基づき説明

（委員長）高幡不動駅周辺を視察の場所として選んだ理由は何か。

（事務局）まずは、日野市交通バリアフリー基本計画の対象地区として整備が進んでいること。

また、本日の学習会で勉強した東京都の福祉のまちづくり条例の事例、建築物バリアフリー条例の事例が混在している地域であること。以上の理由から当該地域を視察場所として選択した。

（委員長）バリアフリー法対象地区（特定経路 2m 以上）ということ。バリアフリー新法との調整をどうするか考えつつ見る必要がある。

5．事務連絡

・第 3 回は 4/23（月）に、場所は市役所で予定している。

【午後の部】高幡不動駅周辺視察（12:45～14:00）

以上